

児童相談所開設に向けた計画書 — 概要版 —

I. 児童相談所の設置にあたって

①設置目的

平成 28 年の児童福祉法改正により、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化されました。

区は、この理念に則り、子ども・家庭支援のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益を実現することを目的に児童相談所を設置します。

②基本理念と3つの視点

■基本理念■

子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ

笑顔が親から子どもへとつながり、子どもの笑顔が地域や学校、まち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として子どもと家庭を支援していきます。

■基本理念を実現するための3つの視点■

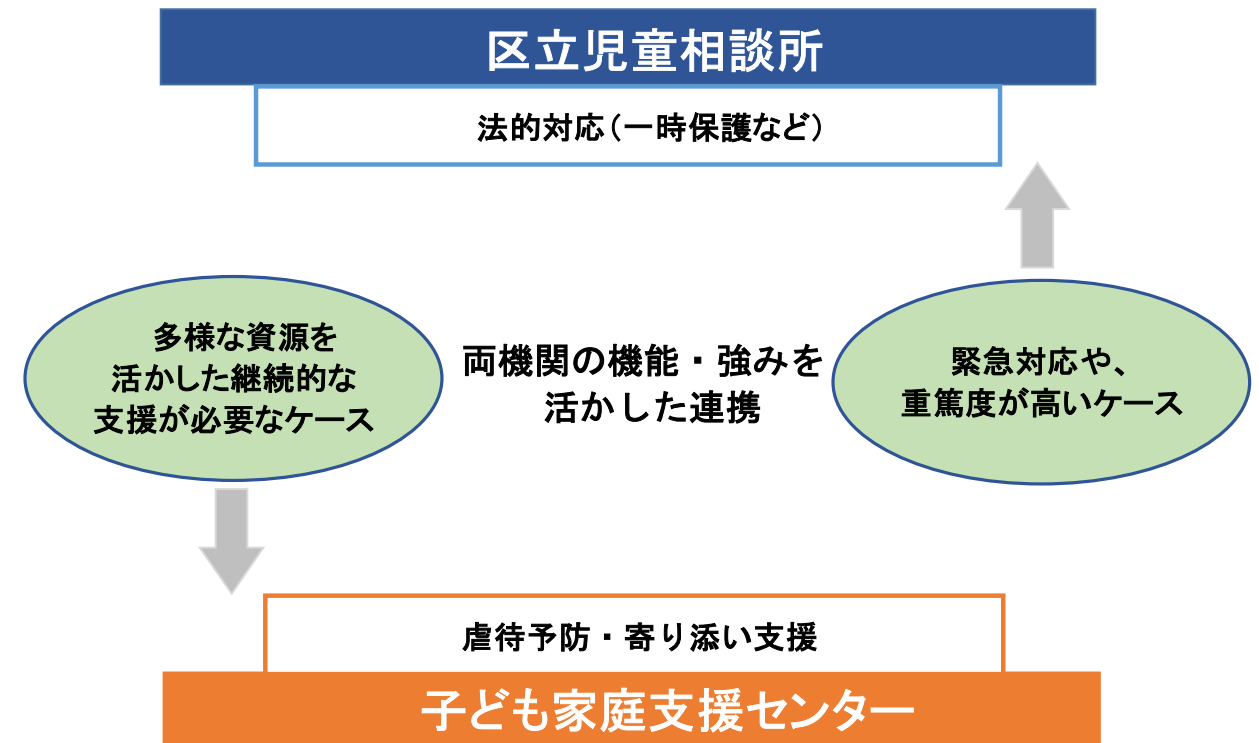
- (1) 子どもを権利の主体とし、子どもの健やかな成長を保障する
- (2) 区の多様なサービスを活かし、子どもと家庭を重層的・横断的に支援する
- (3) 地域力を活かして児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応する

③児童相談所と子ども家庭支援センターの連携

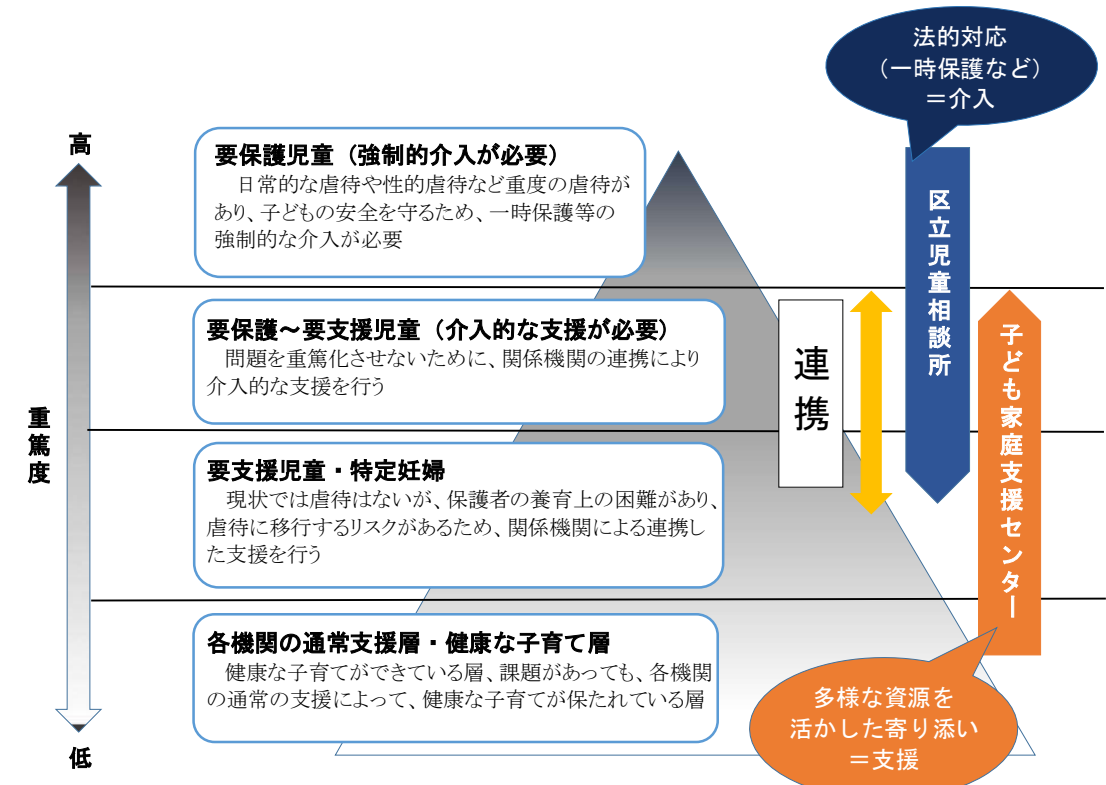
■区が児童相談所を設置した後も、子ども家庭支援センターは身近な相談窓口として運営していきます。

■一時保護などの法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育の支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪となって、虐待の重篤度や相談者のニーズに応じた相談・支援体制の構築を図ります。

【児童相談所と子ども家庭支援センターの連携イメージ】



【虐待の重篤度に応じた対応】



II. 児童相談所の概要

①開設時期： 令和6年10月

②児童相談所の主な業務

- 18歳未満の子どもについてのあらゆる相談に対応
- 愛の手帳（東京都療育手帳）の判定
- ソーシャルワーカーや心理士、医師などの専門スタッフによる支援
- 里親への委託や児童養護施設等への入所に関する手続
- 一時保護（原則2カ月以内）

③開所時間

- 開所時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

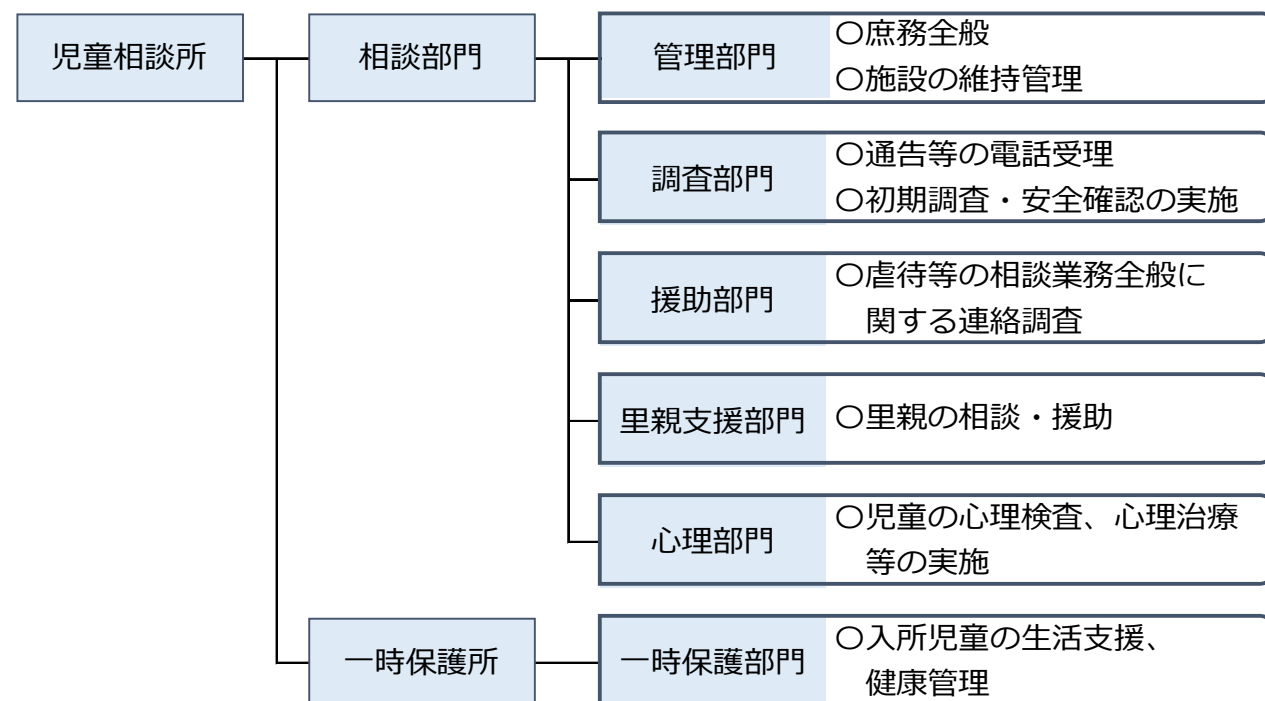
④夜間休日の対応

- 児童相談所における夜間休日の通告対応は、他自治体の児童相談所を参考に、実績のある事業者への業務委託も含めて実施方法を検討していきます。
- 夜間休日の警察からの身柄付き通告については、一時保護所に対応します。

⑤通告窓口

- 区民や関係機関が「どこに電話したらよいのだろう？」と迷うことがないように、分かりやすく通告窓口を検討しています。

⑥児童相談所の組織イメージ



III. 一時保護所の概要

①一時保護とは

一時保護とは、児童福祉法第33条に基づき、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長等が必要と認める場合に行われるものです。

②一時保護所の定員

	幼児	小学生以上男子	小学生以上女子	合計
定員	4人	5人	5人	14人

③一時保護所の基本理念

基本理念： 大切にします、自分・まわりの人・将来のこと

- 子どもたちには、まず、自分、まわりの人を大切にするという目標をもってほしいと考えます。そして、目標をもって生活することで心を整え、安定した生活の中で退所後のこと、将来のことに目を向けることができるよう、職員がサポートしていきます。

IV. 児童相談所・一時保護所の人員体制

児童相談所（相談部門）	職種等	人数
	所長	1
副所長	1	
児童福祉司スーパーバイザー	5	
児童福祉司	25	
児童心理司スーパーバイザー	2	
児童心理司	12	
保健師	2	
事務	6	
弁護士	1	
医師	1	
警察OB	2	
児童福祉係事務補助（クレーク）	8	
電話対応専門員	4	
合計	70	

一時保護所	職種等	人数
	所長	1
児童指導・保育士	30	
看護師	1	
心理担当職員	2	
事務	2	
日中児童指導員	2	
夜間児童指導員	14	
学習指導協力員	3	
合計	55	

※現時点の想定人数を記載しています

V. 人材の確保・育成

①人材の確保

- 児童相談所の開設時に必要な職員数を計画的に確保します。
- 開設までに、常勤職員における児童相談所勤務経験者（派遣職員と経験者採用職員の合計）の割合を増やせるよう努めます。

②人材の育成

- 東京都および近隣自治体の児童相談所に職員を派遣し、児童相談所における実務経験の習得を図ります。また、児童相談所の他に、児童養護施設等へ職員を派遣し、施設の業務や社会的養護の役割について学んでいます。

VI. 施設概要

①設置場所： 北品川三丁目10番地内

②規模： 地上6階



VII. 開設までのスケジュール

開設までのスケジュールは次のとおりです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
児童相談所 一時保護所 開設準備	建設工事 ●建物竣工 (R5.1月)	福祉職・心理職・一時保護所職員研修		児童 相談 所 開 設 (10 月)
職員派遣	運営体制の検討、業務マニュアルの作成	都からケースの引継ぎ		
都・国との 手続き	都区計画確認作業、国への政令指定		業務の進め方・手順の調整	

※今後の検討状況等により、変更する場合があります

VIII. 児童相談所設置市事務

- 児童相談所設置市は、児童相談所の業務以外に以下の事務を行います。区における実施体制や運用については、庁内で分担して検討を進めていきます。

No.	事務
1	児童福祉審議会の設置に関する事務
2	里親に関する事務
3	児童委員に関する事務
4	指定療育機関に関する事務
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務
7	児童自立生活援助事業に関する事務
8	児童福祉施設に関する事務
9	認可外保育施設に関する事務
10	小規模住居型養育事業に関する事務
11	障害児通所支援事業に関する事務
12	一時預かり事業に関する事務
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務

【国の通知等により児童相談所が処理する事務】

No.	事務
15	特別児童扶養手当に係る判定事務
16	療育手帳に係る判定事務

【児童相談所開設に向けた計画書】

編集：品川区子ども未来部子ども育成課児童相談所移管担当 電話：03-3777-1111